

地下の正倉院展 長屋王家木簡の世界

展示期間 I 一〇〇八年一〇月一一日(火)一一月三日(月)

II 一一月五日(水)一一月一六日(日)
III 一一月一八日(火)一一月三〇日(日)

a長屋王とその家族

1 長屋王へ鮑を贊として届ける荷札木簡

『平城宮発掘調査出土木簡概報』21-35頁上段(398)。
以下、城21-35上(398)のように略記)

長屋親王宮鮑大贊十編

長さ二一四mm・幅二六mm・厚さ四mm ○三一型式

長屋王の邸宅へ届けられた鮑の荷札。長屋王は、天武天皇の孫で「王」に過ぎないが、木簡には天皇の兄弟や子を示す「親王」と記され、天皇クラスの人物にのみ奉られるはずの贊が納められていた。平城宮内の雅楽寮から長屋王家令所へ送られた文書木簡(移)とともに、邸宅の主の決め手となつた。

2 石川大刀自への米支給の伝票木簡

『平城京木簡』一、二四一号木簡。以下、平城京1-24のように略記)

(表)石川大刀自進米一〔升カ〕

(裏)進米九日進〔〕

長さ(一一九)mm・幅(八)mm・厚さ二mm ○八一型式

石川大刀自は、石川氏(蘇我氏の一族)出身の妻。長屋王家木簡には、石川夫人ともみえる。『本朝皇胤紹運録』によると、桑田王の母に石川忠丸の女がみえ、この人物であろう。当時の一升は今の約四合(○・七二リットル)。米約六〇〇グラム。

木簡出土以前の「長屋親王」

「長屋親王宮」木簡(展示木簡1)に記された文字は学界に衝撃を与えたが、その背景には、従来、明確な解釈を避けてきた古代史料の存在があります。「太政大臣正一位長屋親王」(『日本靈異記』)、「長屋殿下」(和銅經願文。殿下は皇后・皇太子等への尊称)の二つの史料です。『日本靈異記』は、平安時代初めの薬師寺僧景戒が著した説話集で、その説話の一つは、元興寺で行われた法会における長屋王の沙汰に対する迫害の事件を記し、長屋王の死をその因果応報と捉えています(中巻第一縁)。しかし、一度にわたる大般若経書写(和銅經・神龜經)の発願や、中国の高僧に千領の袈裟を贈った事績が鑑真の渡海を決心させたとする所伝(唐大和上東征伝)などからすれば、長屋王の仏教への理解はことのほか篤かつたようです。そこで、長屋王による仏教への迫害は史実とはそぐわないとして、この説話はそこにもみえる「親王」の表記とともに、信ずるに足らない史料とされてきたわけです。

「親王宮」木簡は、説話という古代史料を新たな視点から読みなおす契機ともなりました。

3 長屋王一家の食料の進上命令の木簡

(平城京2-1708)

(表) ○ 移 奈良務所専大物皇子右處月料物及王子等
(裏) ○ 公料米進出 五月九日少書吏置始国足

附紙師等

||

家令 家扶

長さ一四一■・幅二八■・厚さ三■ ○一一型式

邸内に勤く少子(こどもたち)一四人に飯米を支給する際の伝票木簡。一人当たり一升で、今の約八合(一・四四リットル)、約一・二キログラムに相当する。「侍」(はべる)は、人数からみて、邸内に侍るの意味であろう。少子への米支給の伝票木簡は多数あるが、実名が挙げられているのは珍しい。

裏面の「月」の右に付された「レ」は転倒符で、書き落とした「月」を補つた上で、「月廿」の順で読むべきことを示したもの。転倒符の早い用例の一つ。削つて書き直すこともできたはずだが、そこまでせずに簡便な方法で済ませているのがおもしろい。

奈良務所は調査地の左京三条二坊におかれた家政機関であり、京外におかれた長屋王の別の邸宅(平城遷都後まもない時期であること)を考えると、おそらくは飛鳥の地)の家政機関から送られた米の請求状。移は令制下の文書様式の一つで、同格の官司間で用いられた。ここでは、「専大物」は長屋王(の食料)、「皇子」は吉備内親王を指し、「二處(=両名)」の月料と王子らの公料米の請求を、おそらくは奈良の邸宅へ向かう者に託して送ったのであろう。長屋王一家が調査地とは別の場所に出かけていたこととともに、調査地にあつた家政機関が長屋王家全体の食料管理を担当していたことを示す。家政機関の役人である家令・家扶とともに直接に担当した少書吏置始国足の名がみえる。

b 長屋王家を支える人々

13 郡内で働く子どもたちへの米支給の伝票木簡

(平城京1-62)

(表) 侍少子 子老 宇甘 酒達 国嶋 久比 石見 石末呂 右
弟上 宮足 君末呂 廣國 多比
〔宿奈カ〕 豊足

(裏) 十四口飯二斗八升 受石見 六廿九レ
六廿九日

長さ一〇七■・幅二二■・厚さ五■ ○一一型式

14 書の手本を模写する人への米支給の伝票木簡

(平城京1-323)

(表) ○ 書法模人米二升 受当良

(裏) ○ 十月九日 麻呂 家令

長さ一六〇■・幅二四■・厚さ二一■ ○一一型式

書法、すなわち書の手本を模写する人に米を支給する際の伝票木簡。一升は今の約八合(一・四四リットル)、米約一・二キログラム。他の木簡からは「書法所」の存在も知られ、邸内に唐から伝わった法書などの模写が大規模に行われ、長屋王邸が当時の文化サロンとして機能していたことをうかがわせる。受取人の名「当良」は、他の木簡に「阿手良」と記す例があることからみて、「あてら」の宛字とみられる。

15 都祁からやつてきた帳内への米支給の伝票木簡

(平城京1-288)

(表) 自都家來帳内一米半升○

(裏) 十月三日大嶋家令 ○

長さ一三三■・幅二二一■・厚さ二三■ ○一一型式

に、鶴のえさとして米を与えた際のものもある。

都
都
（長屋王家の冰室があつた）から長屋王邸にやつてきた
帳内（親王・内親王に国から与えられる従者）に米を支給する
際の伝票木簡。「都祁」を「都家」と表記したらしい。半升は五
合のこととで、今の約二合（〇・三六リットル）。米約三〇〇グラ
ム。支給責任者の「大嶋家令」は、14の例などからみて、「大嶋」
と「家令」。

16 奴婢のIDカードの木簡1

宇太万呂 、 、 、 卍 (画指)

(平城京1-423)

長さ九六■・幅一二■・厚さ二■ 〇一一型式

(裏)

II 稲虫

十二月廿六日 阿加流 II
〔稻栗〕

長さ四一五■・幅二六■・厚さ八■ 〇一一型式

人差し指の関節の位置を合わせることによって、本人の識別に
用いたとみられる木簡。画指といつて、文字の書けない人の署名
の替わりに、人差し指の関節の位置を記すことが知られていたが、
この木簡の発見によつて、画指の新しい用途がわかつた。「本」
は指の付根の意味とみられる。それがわざわざ天地逆さまに書か
れていることは、木簡の下端を「宇太万呂」本人の指の付根に当
て、別人が書いたことを思わせる。画指木簡は他に数例あり、中
には関節の位置を木簡側面の小さな切り込みで示す事例もある。

17 子犬を産んだ母犬のエサを支給する伝票木簡 (城21-21下(200))

(表)子生犬一米一升受長麻呂 〇
(裏)十月十六日山麻呂 〇

長さ一九二■・幅三四■・厚さ四■ 〇一一型式

出産後まもない母犬に米をエサとして与えた際の伝票木簡。

升は今の約四合（〇・七二リットル）。米六〇〇グラム。愛玩用
の犬とみられるが、食用とする説もある。伝票木簡には、犬の他

18 塔の露盤作りを担当する部署で働く人々への米支給の伝票木簡 (平城京2-1951)

〔表〕鏤盤所長一口米二升 銅造一口二升半 右五人
帳内□口一升 雇人二口四升 右五人 II
〔一〕
II 米九升半受龍万呂 〇

II 稲

十二月廿六日 阿加流 II
〔稻栗〕

長さ四一五■・幅二六■・厚さ八■ 〇一一型式

鏤（露）盤は、塔の相輪、あるいはその基部の方形の盤。そ
の製作を担当した人々五人に米を支給する際の伝票木簡。ある寺
院の塔の部品を邸内で製作していることを示す。長屋王個人と密
接に関わる寺院に伴うものとみられ、長屋王の仏教活動の一端を
示すとともに、邸宅が居住空間だけでなく、いわば総合経営体と
して機能していたことをうかがわせる。支給量には役割による格
差があり、責任者である「長」には二升（今の約八合）。一・四四
リットルで、米約一・二キログラム。鑄造を担当した工人であ
る「銅造」にはこれより多い米約一・五キログラム、雑用担当か
とみられる帳内には約六〇〇グラム、作業を補助した臨時雇い
の工人には一人当たり米約一・二キログラムで「長」と同じ量、
といった具合で、必ずしも身分の高下によるのではなく、むしろ
労働内容の軽重によつている感がある。

銅造

伝票木簡は何度もリサイクルされたようで、長屋王家木簡には伝票木簡の削屑が多数含まれている。これは18のような銅製品の鋳造作業に関わる人々への伝票木簡を削つたものであろう。

C 長屋王と食卓

34 精米を担当した女性の名が書かれた米の荷札木簡 (平城京1-17)

(表) 和銅三年四月十日阿刀

(裏) 部志祁太女春米

長さ一〇九mm・幅二〇mm・厚さ三mm ○三二型式

阿刀部志祁太女が春ついた米の付札。和銅三年は七一〇年。日付を最初に書くのは七〇一年の大宝令施行以前の書き方だが、長屋王家木簡の頃にはまだ古い書式が用いられることがあった。

35 武藏国からのヒシの実の荷札木簡 (平城京1-68)

(表) 武藏国策覃郡宅□駅菱子一斗五升

(裏) 靈亀三年十月

長さ一七八mm・幅二二mm・厚さ五mm ○三二型式

武藏国埼玉郡 (現在の埼玉県北埼玉郡・南埼玉郡) にあつた宅□駅 (宅子駅?) からのヒシの実の荷札木簡。靈亀三年は七年。「一斗五升」は今の六升、約一〇・八リットル。

36 柿の実を入れた籠のラベルの木簡
(城21-35下(408))

柿子籠

長さ一九七mm・幅一四mm・厚さ三mm ○三二型式

柿の付札。「柿子」は柿の実の意味。柿が籠に入れられて保管されていたことがわかる。

木簡をよむ②

夢を見る米春少女

万葉集に、すてきな歌があります。

稻つけばかかる我が手をこよひもか殿の若子が取りて喰かむ

うら若い女性が居ます。彼女は、稻を春いて脱穀し、米にする、という仕事をしています。けれどもその労働はなかなかつらいもので、手が荒れてしまいます。すると、「殿の若子」といいますから、彼女が働いていたお屋敷の若様、といったような人でしょうか、その人が今晚もまた、「ああかわいそうに」と嘆くことでしょう、といった内容の歌です。残念ながら、この歌が、実話なのか、はたまた白馬に乗った王子様を夢見る少女の妄想なのか、そのあたりはわかりません。現代の研究者達は、労働の際に元気が出るようになんとなく歌つた労働歌だ、となんとも不粹なことを言っています。

さて、34の木簡も、阿刀部志祁太女という女性が米を春いた事を記しています。精米した人物を記す荷札木簡は他にもあります。精米した人だけをわざわざ記す例はなかなか見あたりません。また、女性が精米している例も木簡では珍しいものです。なにか特別な米だったのでしょうか。たとえば、長屋王一家専用のようだ。

そうであれば、阿刀部志祁太女さんも、長屋王一族を「殿」と思い、慕っていたかもしれません。彼女にとつての「殿の若子」は、膳夫王 (長屋王と吉備内親王の長男)あたりだったのでしょうか。

(城21-32下(354))

隱岐国 海部郡佐々里 勝部乎坂 軍布六斤

長さ一四六■・幅二七■・厚さ四■ ○三二型式

(裏)呂五百隻 □ 十二月

長さ一六四■・幅三七■・厚さ三■ ○三二型式

「**隱岐國**（現在の島根県隱岐島）からのワカメの荷札木簡。「軍布」はワカメの古い表記。六斤は現在の約四キログラム。

38 大庭の所領から届けられたカブラの送り状 (城21-9下(51))

大庭御園進上菁菜六十束駄二匹 一馬各卅 束 〇

長さ一七二■・幅二八■・厚さ二■ ○一型式

「**大庭**（現在の大坂府守口市あるいは堺市）にあつた**園**から進上されたカブラ菜六〇束とともに送られてきた木簡。馬二匹に運ばせたことがわかる。

(城25-26下)

(表)西店交易進近志

長さ一六四■・幅三七■・厚さ三■ ○三二型式

「**近志呂**」はコノシロのこと。西市周辺に設けられた長屋王家の管理下にある販売・交易活動の拠点（西店）から、コノシロ五〇〇匹を進上した時の木簡。単語の切れ目を気にせず、裏面に書き継いでいる。

49 山口の御田で働く人々に米と塩を支給する伝票木簡

(城21-11上(70))

(表)山口御田作人食米一斛塩□
(裏)和銅八年四月九日

長さ(一一三)■・幅(一三)■・厚さ五■ ○一九型式

山口御田（場所は不明）で耕作をしている人々に米と塩を支給することについて記された木簡。和銅八年は七一五年。

d 長屋王家の経済基盤

47 木上の所領から届けられた仏事用の米の送り状 (平城京1-186)

(表)○木上進 供養分米六斗
(裏)○各田部逆 七月十四日泰廣鳴

甥万呂

長さ一五一■・幅二二■・厚さ三■ ○一一型式

50 片岡の所領から届けられた蓮の葉の送り状 (城21-9上(42))

(表)片岡進上蓮葉卅枚 持人都夫良女 〇

(裏)御園作人功事急々受給 六月二日真人 〇

長さ一三〇■・幅二五■・厚さ二■ ○一一型式

仏事に用いる米六斗とともに、**木上**（現在の奈良県橿原市周辺）の所領から送ってきた木簡。木上は長屋王の父高市皇子のゆかりの地である。「六斗」は今の二斗四升、四三・二リットル。米約三六キログラム。

は、片岡の菌で耕作をしている人々への給料を早く送つてほしいという申請を同時に行つている。

に改姓されている（同神龜元年五月辛未条）。

51 炭・小刀・針の送り状

（城21-8上(36)

（表）進出炭十三古分数五籠小刀一針三持
（裏）参出辛男 七月廿六日少書吏置始國足
家從「廣足」

○

長さ一八八■・幅二四■・厚さ四■ ○一一型式

長屋王邸外にあつた家政機関から、五つの籠に入れた一三かたまりの炭、小刀一つ、針三本を、辛男といふ人物が長屋王邸に運んできたことを示す木簡。長屋王家には「炭焼処」があつたことが他の木簡からわかるが、もともとはそこで作られた炭か。

e長屋王家木簡と日本語

60 医師の許母の派遣を求める木簡

（平城京1-147）

（表）○符 召医許母矣進出急々
(裏) ○ 五月九日 家令
家扶

長さ二六八■・幅四一■・厚さ五■ ○一一型式

「符」という下達文書の形式をとる召文。家政機関の職員がその命令主体であることが明記される。「矣」は、助詞の「を」を一字一音で表記したもの。万葉仮名を用いて助詞をあらわすとき、本文と同じ大きさの文字で記す場合と本文よりも小さな文字で記す場合とがあり、ここでは前者。「許母」は、七二一年にも医術に優れた者の一人として褒賞された渡来系の医師「太羊甲^{きのえのむち}許母^{よしのめ}」のこと。『続日本紀』養老五年正月甲戌条）。七二四年には城上連

61 刈り取った稻の処理についての指示を求める和文體の手紙の木簡

（平城京2-1712）

（表）当月廿一日御田刈竟大御飯米倉古稻
（裏）移依而不得收故卿等急下坐宜

○

長さ二十九■・幅一四■・厚さ二■ ○一一型式

長屋王家の所領である「御田」から、刈り取った稻を倉に収納できないことを報告し、卿（相手を敬つていう語。担当者の意味）の下向を要請した文書木簡。和文の語順のまま漢字を並べて表記した木簡で、「（前略）大御飯^{おおごはん}米倉^{まいくら}は、古稻移すに依り而收むることを得ず。故、卿等急く下り坐す宜し」と訓むことができる。助詞の「て」を一字一音であらわしている。

62 瓜の進上を命じる木簡

（平城京2-1711）

（表）○移 進上瓜一隻^{〔欠カ〕}□又繼而進□
(裏) ○賜故速不怠進 附□人甥
七月五日

長さ（一一七）■・幅三〇■・厚さ三■ ○一九型式

瓜の進上を邸宅外の家政機関から長屋王の邸宅の家政機関に依頼した文書木簡。進上した瓜が一隻不足していたようで、「又繼ぎて進め：賜へ。故、速かに怠らず進めよ」とでも訓むか。單位「隻」が、今よりも広く用いられていた。⁶¹と同じように、助詞の「て」を一字一音であらわしている。

